

第10回口頭弁論期日のご報告

平成29年9月21日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 弁護団の主張や証拠

★提出した書面

- 人証申出に関する意見書

(2) 被告東京電力の主張、証拠の提出

★被告東京電力共通準備書面(8)(訴えの変更申立てに対する答弁)

○概要

原告らが申し立てた訴えの変更(損害の拡張)は、認められない。

★被告東京電力共通準備書面(9)(自主的避難等対象者に対する賠償の考え方)

○概要

- ① 本件事故による損害と認められる避難期間は、自主的避難等対象者の場合、限定すべきである。

具体的には、妊婦・子どもについては平成24年8月末まで、その他の大人については平成23年4月22日ころまでを目安、とすべきである。この考え方は、中間指針追補や中間指針第二次追補に基づいている。

- ② 妊婦・子どもへの賠償金の中には、保護者等同伴者の同伴費用も含まれている。この考え方も、中間指針等に基づいている。

被告東電は、妊婦や子どもの自主的避難者に対し、㊦「精神的損害と生活費の増加費用等を一括」した一定額として、合計48万円、㊧「追加的費用」として、合計24万円を賠償した。

上記各賠償金の金額のうち、㊨本訴訟で認定される妊婦・子どもの慰謝料を超える金額、㊩妊婦・子どもが「追加的費用」を現実負担していない場合は、追加的費用全額を、実際に費用を負担したと認められる同伴者や保護者たる原告の損害に、各々充当されるべきである。

★被告東京電力個別準備書面(1-1)、(6-1)

○概要

- ① 原告1番世帯が請求している損害は、認められない。原告1番世帯の子どもが受け取った賠償金は、実際に費用を負担した原告1番世帯の親の損害に充当されるべきである。

原告1番世帯に対する慰謝料が一定程度認められたとしても、既に支払った賠償金で弁済している。

- ② 原告6番世帯が請求している損害も、避難実施まで本件事故から1年以上経過していること等より、認められない。原告6番世帯の子どもが受け取った賠償金は、実際に費用を負担した原告6番世帯の親の損害に充当されるべきである。

原告6番世帯に対する慰謝料が一定程度認められたとしても、既に支払った賠償金で弁済している。

★提出した主な証拠

タウンマガジンいわき、広報いわき、ふるさとだより、いわき市教育ガイドブック、福島工業高等専門学校要覧

(3) 被告国の主張

★第14準備書面

○概要

- ① 原告らは、渡辺敦雄氏の意見書に基づき、本件事故を回避可能であった旨主張している。

しかし、渡辺氏は、原子力工学者としてよりも技術者としての経歴が長く、原子力工学的観点で欠落している。また、渡辺氏は、既にある類似の情報のみで依拠した後知恵の意見書を作成している。渡辺氏の意見書は、取るに足らない。

- ② 原告らは、本件事故前に、津波に対する一般的な防護措置として、タービン建屋の水密化、非常用電源設備等の重要機器の水密化をすべきであった、と主張する。

しかしながら、全ての配電盤の設置場所を水密化することは、新規規制基準の要求を超えるものである。また、原子炉施設の完全な水密化は困難であり、現に新規規制基準策定後も原子炉施設の完全な水密化は実現していない。

- ③ 原告らは、本件事故前に、給気口の高所配置又はシュノーケルの設置をすべきであった、とも主張する。

しかし、単にシュノーケルの開口部や高さだけを問題にしている点で誤りである上、給気ルーバーやシュノーケルの開口部の位置・高さ次第では、浸水を免れなかった可能性が高い。

- ④ 原告らは、非常用電源設備の系統の高所設置や、可搬式電源車の配置により、本件事故を回避できたと主張する。

しかし、津波や地震に伴うケーブル等設備の破損、敷地の破損により、電源車が移動できない等電源の供給ができたとは必ずしもいえない。そして、電源の供給を再開するには再度ケーブル等の敷設を行う必要があるが、本件事故当時の状況下で、3月11日午後7時以降に再度ケーブルの敷設作業等を開始したとしても、本件事故が回避できたとはいえない。

- ⑤ 原告らが主張する本件事故回避措置は、地震動による影響を無視している上、扉の耐水圧・材質・配置などについて何ら主張がなく、主張として不十分である。

本件事故を回避するためには、工事だけでなく、許認可に係る規定の整備や認可手続も必要である。そのため、平成18年を基準に原告らが主張する結果回避措置を講じたとしても、完成時期は、平成27年ないし平成28年となる見込みである。

- ⑥ 防波堤の設置によりドライサイトを維持できたとしても、さらに多重防護策が求められるという原告らの考え方は、本件事故を踏まえて策定された新規規制基準にすら取り入れられていない考え方である。そして、主要施設が設置されているO. P+10m盤への津波の侵入を防止するため、防波堤を設置しても、何ら不合理ではない。
- ⑦ 安全情報検討会の資料には、「必要な対策を立てるように指示する。そうでないと『不作為』を問われる可能性がある。」と記載されている。この記載は、あくまで議論の途上における認識を記載したものに過ぎず、安全情報検討会としての不作為を問われる可能性があるという一般的事項を記載したものである。

★第15準備書面(訴えの変更に対する答弁)

○概要

原告らが申し立てた訴えの変更(損害の拡張)は、認められない。

★個別第1準備書面(1)(原告番号1の世帯に係る損害論に対する個別認否)、個別第6準備書面(1)(原告番号6の世帯に係る損害論に対する個別認否)

○概要

- ① 原告1番・原告6番が請求している損害の主張に対する国の反論は、被告東電の主張を援用する。
- ② 被告国は、事業者である被告東電の一次的責任を踏まえた二次的責任を負うにとどまる。
そのため、被告国の責任は、被告東電が負うべき責任よりも限定された範囲にとどまるというべきである。

★提出した主な証拠

谷岡勇市郎氏(地震火山研究観測センター長)、笠原稔氏(北海道大学名誉教授)の各意見書、福島第一原発1号機～4号機への津波浸水経路(東京電力作成)、志賀原発1号機雨水等の流入防止対策の実態調査の報告について(北陸電力作成)

2 原告1番さんの本人尋問(午前)

3 原告6番さんの本人尋問(午後)

4 今後の裁判の日程

第11回口頭弁論期日 平成29年11月9日(木)午前10時

※ 開始時刻が、10時半から10時に変更になりました。

第12回口頭弁論期日 平成30年1月18日(木)午前10時半

※ 千葉地方裁判所601号法廷で行われる予定です。

※ 傍聴席は抽選となる予定ですので、傍聴ご希望の方は、千葉地方裁判所1階ロビーへ、お早めにお越しください。

以 上